

「騒音規制法に基づく特定建設作業（騒音規制法施行令別表第2による）」	
特定建設作業の種類	内容
くい打機を使用する作業（またはくい抜機を使用する作業、くい打くい抜機を使用する作業）	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
びょう打機を使用する作業	びょう打機を使用する作業
さく岩機を使用する作業	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
コンクリートプラントを設けて行なう作業（またはアスファルトプラントを設けて行なう作業）	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）
バックホウを使用する作業	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る）を使用する作業
トラクターショベルを使用する作業	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る）を使用する作業
ブルドーザーを使用する作業	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る）を使用する作業